

騒音規制法で規定されている特定施設一覧(騒音規制法施行令別表第1)

No.	機械の総称	特定施設の分類
1	金属加工機械	イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。)
		ロ 製管機械
		ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
		ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
		ホ 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)
		ヘ せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
		ト 鍛造機
		チ ワイヤフォーミングマシン
		リ ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
		ヌ タンブラー
		ル 切断機(といしを用いるものに限る。)
2	圧縮機等	空気圧縮機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
		送風機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用機械	破碎機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
		摩砕機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
		ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
4	織機	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)
		ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)
6	穀物用製粉機	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
7	木材加工機械	イ ドラムバーカー
		ロ チッパー(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
		ハ 破木機
		ニ 帯のご盤(製材用のものであっては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものであっては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
		ホ 丸のご盤(製材用のものであっては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものであっては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
ヘ かなな盤(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)		
8	抄紙機	抄紙機
9	印刷機械	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機	鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)